

令和4年度北海道アレルギー疾患医療連絡協議会
協議事項3：北海道アレルギー疾患医療連絡協議会の組織改編（案）について

1 概要

「北海道アレルギー疾患医療連絡協議会」については、北海道医療計画（平成30年度～令和5年度）に基づきアレルギー疾患対策を推進するため、令和元年度に設置され、北海道アレルギー疾患医療拠点病院候補の選定など、医療提供体制の整備に向けた協議を行ってきたところ。

拠点病院については、令和4年2月28日に北海道大学病院が選定され、今後は拠点病院を中心としたアレルギー疾患対策に係る様々な取組を行っていくこととなり、北海道医療計画の関連施策として推進を図るためにも、協議会の役割はますます重要なものとなっていく。

このことから、今回、北海道医療計画の策定等に係る協議を行う「北海道総合保健医療協議会（総医協）」の専門委員会の一つである「地域保健専門委員会」の小委員会として、当協議会を位置づけ、道内医療関係者等との連携を図りながら、アレルギー疾患対策の推進に向けた協議を行っていくこととする。

2 組織改編後の名称

北海道総合保健医療協議会 地域保健専門委員会

アレルギー疾患対策小委員会（北海道アレルギー疾患医療連絡協議会）

3 小委員会の設置要項

別紙（案）のとおり。案については、今後、地域保健専門委員会の承認を受けて施行し、「北海道アレルギー疾患医療連絡協議会設置要綱」は廃止する。

【概要】

- ・拠点病院を中心としたアレルギー疾患対策の取組に関することなどについて協議。
※協議事項については、小委員会で決定し、地域保健専門委員会には決定後に報告。
- ・小委員会構成員（委員及び特別委員を指す。以下同じ。）は、地域保健専門委員会委員及び医療機関関係者、保健医療福祉関係者、患者関係者等の中から、地域保健専門委員会委員長が指名等を行った者とし、任期は2年とする。
※経過措置として、令和3年10月1日に就任した北海道アレルギー疾患医療連絡協議会委員は、地域保健専門委員会委員を兼ねる者も含めて、そのまま移行する（任期は、地域保健専門委員会委員の任期に合わせ、令和5年6月30日までとする。）。
- ・委員長及び副委員長は、小委員会構成員の互選とし、委員会は委員長が招集する。
- ・事務局は、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課とする。

4 その他

小委員会構成員は道からの委嘱を受けず、報酬は支給しない（旅費は必要に応じて支給。）。

北海道総合保健医療協議会の概要

